

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 3月28日

【会社名】 トrendマイクロ株式会社

【英訳名】 Trend Micro Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エバ・チェン

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー

【電話番号】 03 - 5334 - 4889

【事務連絡者氏名】 法務部長 木塚博一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー

【電話番号】 03 - 5334 - 4889

【事務連絡者氏名】 法務部 晝間良美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年3月26日開催の当社第24期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 配当財産の種類 金銭

ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金67円 総額 8,814,578,223円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月27日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、チャン ミン ジャン、エバ・チェン、根岸マヘンドラ、大三川彰彦及び野中郁次郎を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、長谷川文男、亀岡保夫、藤田浩司及び千歩優を選任する。

第4号議案 取締役の報酬等改定の件

従前のストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等も含む年額8億円以内で支給する確定額金銭報酬とは別に、業績連動型のインセンティブとして、各事業年度について当社普通株式60,000株相当数を上限として、取締役（社外取締役を除く）に対して、第24期定時株主総会招集ご通知の51ページから58ページ記載の要領によりキャッシュ・ファントム・ユニットアワード（以下「CPUアワード」という）（注：CPUアワードとは、対象者に対して、行使日までの一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するものであり、所定のパフォーマンス目標を満たすことを条件として行使が可能となるパフォーマンス・ベースのCPUアワードと、権利付与後一定期間ごとに行使が可能となるタイム・ベースのCPUアワードの2種類から構成される。）を付与するキャッシュ・インセンティブ・プランを新たに導入する。

なお、当社としては、各事業年度における各CPUアワードの上限の範囲内で付与されたCPUアワードであっても、その行使により会社が支給すべき現金の総額が、各CPUアワードが付与された事業年度において実際に支払われ、または付与された取締役の他の報酬等（本CPUアワード以外の報酬等）の額と合計すると総額8億円を超える場合には、当該超過分を支払わないこととする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	998,539	29,162	856	(注) 1	可決 96.60
第2号議案 取締役5名選任の件					
チャン ミン ジャン	1,010,651	17,135	856	(注) 2	可決 97.76
エバ・チェン	1,021,939	5,847	856		可決 98.86
根岸マヘンドラ	1,021,995	5,791	856		可決 98.86
大三川彰彦	1,021,985	5,801	856		可決 98.86
野中郁次郎	1,018,935	8,851	856		可決 98.57
第3号議案 監査役4名選任の件					
長谷川文男	1,019,314	8,473	856	(注) 2	可決 98.60
亀岡保夫	1,019,248	8,539	856		可決 98.60
藤田浩司	1,019,311	8,476	856		可決 98.60
千歩優	1,027,521	267	856		可決 99.40
第4号議案 取締役の報酬等改定の件	994,197	33,590	856	(注) 1	可決 96.17

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。